

介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

広島県知事 横 田 美 香

広島県条例第十号

介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める  
条例（平成三十年広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように  
改正する。

改正後	改正前
<p>(診療の方針) 第十五条 (略) 一一五 (略)</p> <p>六 別に知事が定める医薬品以外の医薬品を 入所者に施用し、又は処方してはならない。 ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効 性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 三十五年法律第百四十五号）第二条第十八 項に規定する治験に係る診療において、当 該治験の対象とされる薬物を使用する場合 においては、この限りでない。</p>	<p>(診療の方針) 第十五条 (略) 一一五 (略)</p> <p>六 別に知事が定める医薬品以外の医薬品を 入所者に施用し、又は処方してはならない。 ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効 性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 三十五年法律第百四十五号）第二条第十七 項に規定する治験に係る診療において、当 該治験の対象とされる薬物を使用する場合 においては、この限りでない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。